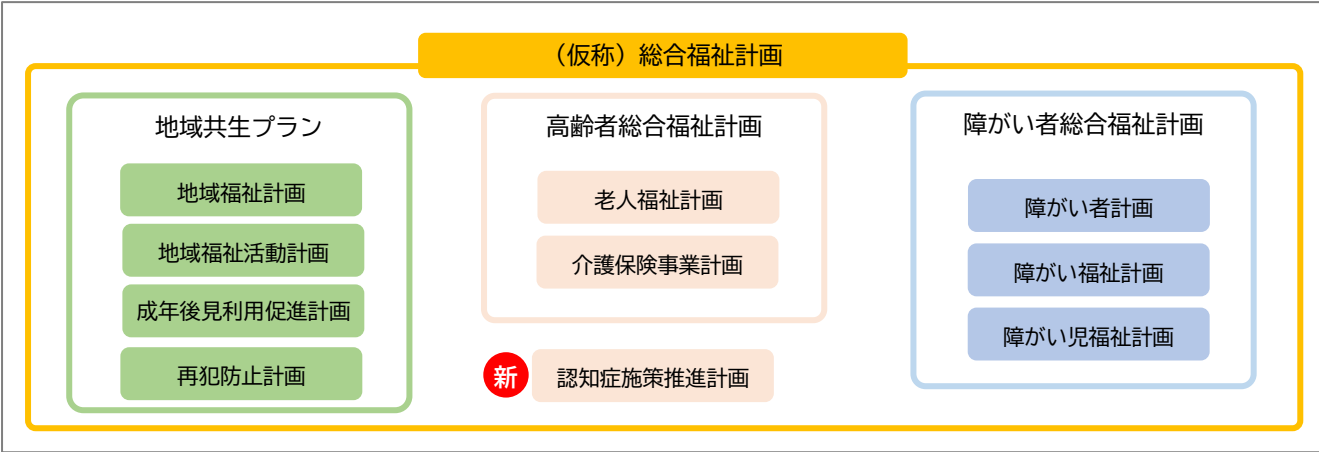


(仮称) 春日井市総合福祉計画の策定について

1 概要

- 令和8年度の高齢者総合福祉計画及び障がい者総合福祉計画の改定に合わせて、両計画と地域共生プランを統合して策定する。

〔(仮称) 総合福祉計画のイメージ〕



2 計画期間

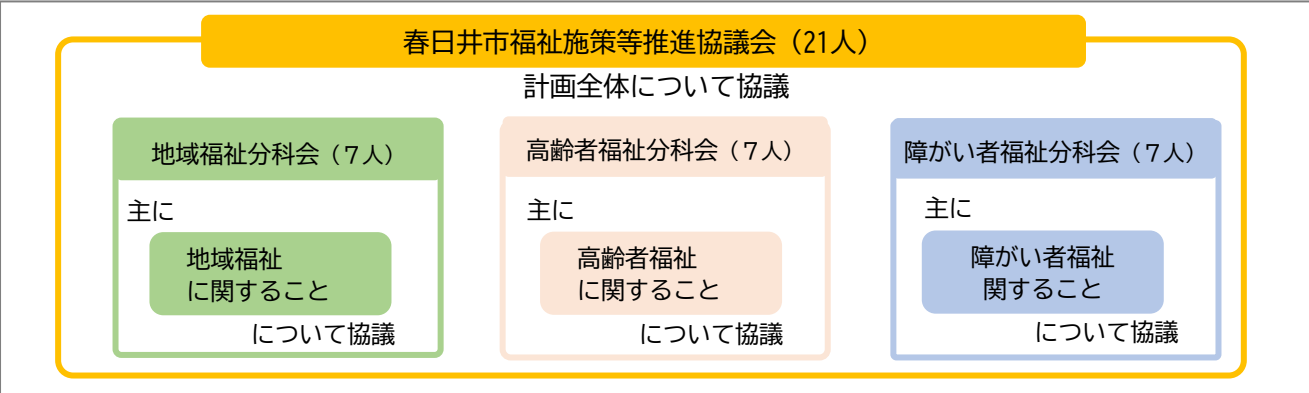
- 計画期間は、令和9年度から令和14年度までの6年間とする。
- 介護保険事業計画、障害福祉計画、障害児福祉計画の計画期間は、法律上3年となっているため、3年ごとに中間見直しを行う。

		計画期間	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20
(仮称) 総合福祉計画	地域共生プラン 老人福祉計画 認知症施策推進計画 障がい者計画	6年	第1次				(必要に応じて)				第2次			
	介護保険事業計画 障がい福祉計画 障がい児福祉計画	3年												
			中間見直し				改定				中間見直し			

3 福祉施策等推進協議会の進め方

① 構成

- 各分野において、より専門性の高い議論を進めるため、協議会に地域福祉分科会、高齢者福祉分科会、障がい者福祉分科会を置く。



② スケジュール

令和7年度

現行計画の進行管理、実態把握調査の実施

全体会…2回 分科会…3回 (地域福祉分科会は2回)

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	● 全体会 方向性の確認										● 全体会 取組成果の確認
	★ 分科会 課題整理					★ 分科会 現行計画の進捗管理、 実態調査の検討					★ 分科会 実態調査の実施報告、 (地域福祉分科会は進捗管理)
								実態把握調査			

令和8年度

現行計画の進行管理、(仮称) 総合福祉計画の策定

全体会…2回 分科会…4回

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
						● 全体会 中間案検討			● 全体会 最終案検討		
	★ 分科会 骨子案検討			★ 分科会 中間案検討		★ 分科会 中間案検討			★ 分科会 最終案検討		
							パブリック コメント				

4 実態把握調査の実施

対象者	○ヒアリング調査 ・老人クラブ、ボランティア団体等 ・障がい者の当事者団体 ・介護サービス事業者、障がい福祉サービス事業者 ○アンケート調査 ・市内在住の65歳以上の者（要介護認定1～5を除く） 800人 ・市内在住の要支援・要介護認定者 1,000人 ・身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、障がい児、難病患者及びその家族 2,000人 ・一般住民 450人
実施方法	○ヒアリング調査 各団体や事業者に取り組み ○アンケート調査 郵送配付、郵送回収またはWEB回答

